

名取市ふるさと寄付金特産物取扱業務における、名取市の地場産品基準

2019年9月11日

(※ 総務省の定める地場産品基準に沿う)

- (1) 名取市内において**生産されたもの**
- (2) 名取市内において返礼品等の**原材料の主要な部分が生産されたもの**
- (3) 名取市内において返礼品等の**製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの**
- (4) 名取市内において**生産されたもの**であって、**近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの**
(主に、**農産物の共同出荷**といったケースに適用し、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る)
- (5) 名取市および名取市内の団体等の**広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ**その他これらに類するもの
尚且つ、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの
- (6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に**関連性のあるものとを合わせて提供するもの**
但し、**当該返礼品等が主要な部分を占めるもの**
- (7) **名取市内において提供される役務(サービス)**、その他これに準ずるもの
尚且つ、**当該役務(サービス)の主要な部分が、名取市に相当程度関連性のあるもの**
- (8) 次のいずれかに該当する返礼品等
 - イ. **名取市が近隣の他の市区町村と共同で**これらの市区町村の区域内において、前各号のいずれかに該当するものを**共通の返礼品等**とするもの
 - ロ. 宮城県が**宮城県内の複数の市区町村と連携し、名取市を含む連携する市区町村**の区域内において前各号のいずれかに該当するものを、**宮城県及び名取市を含む連携する市区町村の共通の返礼品等**とするもの
 - ハ. 宮城県が宮城県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの
及び名取市を認定し、**当該地域資源を、名取市を含む当該市区町村がそれぞれ返礼品等**とするもの
- (9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する**災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するもの**
として提供するもの